

議員提出議案第 4 号

議案第 28 号令和 6 年度琴浦町一般会計当初予算に対する付帯決議
について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第 14 条の規定により提出
する。

令和 6 年 3 月 22 日 提 出

提出者 琴浦町議会議員 井 木 裕

賛成者 同 手 嶋 正 巳

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 28 号令和 6 年度琴浦町一般会計当初予算に対する付帯決議

令和 6 年度琴浦町一般会計予算について予算・決算審査特別委員会において審査したところ、新規事業「東伯総合公園サッカー場夜間照明等新設」は、東伯総合公園サッカー場改修事業の前段として夜間照明等を整備し「町民の年間を通じたスポーツ・レクリエーション活動の場を確保する」ことを目的に 1 億 6,478 万円が計上されているが、全体事業費増加の懸念が示されている。

また同様に①「地域運営組織活動交付金」事業における今後の公民館の在り方、②「町男女共同参画推進会議活動補助金」の増額理由、③「熱中小学校運営事業補助金」の廃止方針、④住宅新築資金等貸付事業特別会計の一般会計移行について懸念が示された。

このため、令和 6 年度琴浦町一般会計予算については、地方自治法第 2 条第 14 項に基づき最小の経費で最大の効果を挙げること、「町男女共同参画推進会議活動補助金」については適正な執行、「熱中小学校運営事業補助金」については交付団体と協議、並びに「住宅新築資金等貸付事業」については一般会計への移行による償還金について正確に把握し、執行に努めることを求める。

以上、決議する。

令和 6 年 3 月 22 日

鳥取県琴浦町議会